

避難指示解除準備区域等におけるお盆特例宿泊の 実施について

平成 25 年 7 月 19 日
南相馬市災害対策本部

国では、本年 7 月 19 日付けで昨年度の年末年始やゴールデンウィークにおける特例宿泊の実施状況や宿泊者等のアンケート調査結果を踏まえ、お盆における避難指示解除準備区域等での特例的な宿泊を認める方針を示しました。

この方針は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域（以下、「本区域」という。）において、継続的な宿泊を禁止する基本的な考え方は維持する一方、短期間の宿泊であれば、（１）被ばくのリスクが極めて小さいこと、（２）最低限必要なインフラ（上下水道等）が整っている地域もあること、（３）防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できることなどから、所要の措置を講じた上でお盆の宿泊を特例的に認めるものです。

本市としては、国の方針に基づき、昨年 4 月 16 日の避難指示区域等の見直し後のインフラ（上下水道等）の復旧状況や防犯、防火等の体制を検討した結果、小高区での実施は見送り、前回のゴールデンウィークの特例宿泊同様に、原町区（避難指示解除準備区域・居住制限区域）に限定し、次の内容で本方針を運用するものとします。

なお、震災から 2 年 4 か月が経過する中で、小高区住民からは「仮設住宅等における避難生活が長期化していることから短期間であっても自宅で過ごしたい。」「一部の地域であっても宿泊できる環境が整い、その中に少しでも宿泊希望者がいれば実施すべき」などの宿泊要望があることから、これらの意向にも応える必要があります。

このことから、小高区においても今年度の年末年始の際には特例宿泊が実施できるよう、インフラ（上下水道等）等の復旧作業を完了させるとともに、特例宿泊の実施に係る住民アンケート調査を実施するなど、小高区住民の意向等を確認しながら、作業を進めてまいります。

1 対象地域

原町区の避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象とする。
（大字名：雫、小浜、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、大甕、高、小木迫、鶴谷、片倉、馬場、高倉、大原）

ただし、実際の運用にあたっては、対象地域であっても、津波被害状況等に差異があることから、それらの状況を踏まえながら実施します。

2 実施期間

平成 25 年 8 月 10 日（土）～ 8 月 18 日（日）の 8 泊 9 日

3 実施方法

(1) 宿泊に係る届出等

宿泊を希望する住民は、宿泊の事前・事後の届出を行います。
 なお、事前・事後に係る届出受付については、国で設置するコールセンター（届出受付開始～お盆宿泊実施期間）及び国現地対策本部（仮称）（南相馬市役所）（お盆宿泊実施期間）で行います。

(2) 住民の安全確保等に係る措置

国に必要な協力を要請したうえで、以下の措置を講じるものとします。

- 宿泊期間中の積算線量の測定
- 防犯・防火対策の強化（名簿管理、住民等による見回り等）
- 宿泊期間中の注意喚起（火気の取扱、身分証の携帯等）

4 今後のスケジュール（予定）

期間等	内 容
7月19日（金）	国による方針の公表及び関係市町村への通知
7月19日（金）以降	市ホームページによる周知
7月29日（月）	対象者への通知及び参加しおりの送付
8月 1日（木）	市広報紙による周知
8月 1日（木）～ 8日（木）	事前受付の開始
8月10日（土）～	お盆特例宿泊の開始
8月11日（日）～	事後受付の開始
8月18日（日）	お盆特例宿泊の終了

5 他市町村の状況

- (1) 実施する町村：飯館村、葛尾村、川内村
- (2) 実施しない市町：田村市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町

6 その他

上記 1～4 の具体的な内容については、今後、引き続き、国との協議・調整を図り、決定していくものとします。